

区費減免対象の基準

1. 戸建て住宅及び分譲マンションに賃貸して居住する世帯は、持家の半額とする。
2. 生活保護世帯は、無料とする。
3. 世帯主が父子家庭及び母子家庭は、子どもが乳幼児及び学生の場合は、半額とするが、母子家庭の場合、区議会が適当と認めた世帯は、無料とする。但し、世帯主と子ども以外に所得のある人が同居している場合は、減免を適用しない。
4. 世帯主が、身体障害者6級以上の世帯は、半額とする。
ただし、世帯主及びその配偶者を除く世帯員全員に所得を有する場合、減免を適用しない。
5. 65歳以上、70歳未満の一人世帯は、半額とする。
70歳以上の一人世帯は、無料とする。
世帯員が施設などに入所していて一人暮らしである場合は、一人世帯とみなす。※ 基準日は、対象年度の4月1日です。
6. その他、本人申請に基づき、区議会が適当と認めた世帯は、半額又は無料とする。